

○南城市地域公共交通会議設置要綱

平成25年9月17日

訓令第29号

改正 平成28年4月1日訓令第13号

平成30年1月26日訓令第2号

令和元年5月14日訓令第33号

令和3年6月3日訓令第30号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、南城市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(平28訓令13・一部改正)

(協議)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 南城市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者から市長が選任する。

- (1) 副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 沖縄総合事務局長が指名する者
- (4) 沖縄県の公共交通を担当する部署の長
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 地元警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (11) 市民又は利用者を代表する者
 - (12) 前各号に掲げるもののほか交通会議が必要と認める者
- 2 委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、交通会議に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(平28訓令13・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議の会長は副市長とし、会長は会務を総理し、交通会議を代表する。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28訓令13・一部改正)

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(平30訓令2・令元訓令33・一部改正)

(書面等による会議)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。

- 2 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、全委員からの回答がなければ議事は成立しない。
- 3 会議の決議は、書面等により意思表示した委員の3分の2以上で決するものとする。

(令3訓令30・追加)

(傍聴)

第8条 交通会議の傍聴を希望する者は、南城市地域公共交通会議傍聴者受付簿(別記様式)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 前項の受付簿に記入した者のうち、会長が許可した者は、会議を傍聴することができる。ただし、会長は傍聴者が会議の秩序を乱し、又は妨げるような行為をするときその他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

3 会長は、傍聴希望者が多数であるときは、傍聴者の人数を制限することができる。この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室の状況を勘案し、会長がその都度決定するものとする。

(令3訓令30・旧第7条繰下)

(分科会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

3 分科会は、調査審議事項の審議結果を交通会議に提出する。

(令3訓令30・旧第8条繰下)

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(令3訓令30・旧第9条繰下)

(改廃)

第11条 この訓令の改廃を行う場合には、あらかじめ、交通会議の委員の意見を聴かなければならない。

(平30訓令2・追加、令3訓令30・旧第10条繰下)

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(平28訓令13・旧第11条繰上・一部改正、平30訓令2・旧第10条繰下、令3訓令30・旧第11条繰下)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年1月26日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月14日訓令第33号）

この訓令は、令和元年5月14日から施行する。

附 則（令和3年6月3日訓令第30号）

この訓令は、令和3年6月3日から施行する。

別記様式（第7条関係）

南城市地域公共交通会議傍聴者受付簿

番号	住所	氏名